

住民票を異動しても車検証の住所は変わりません。運輸支局に登録しましょう。

やむを得ず手続ができないときは、県中地方振興局県税部に「ご連絡ください」。

トラブル防止その3

納税証明書は、車検証と一緒大切に保管しましょう。

自動車(の継続検査(車検)を受ける際には納税証明書が必要で、自動車税を納めたときに交付される領収証書に納税証明書がついています。

また、リサイクル券も次の車検時や廃車時に必要となりますので、車検証と一緒大切に大切に保管するようにしてください。

*登録手続を依頼した場合は、登録が済んでいることを必ず確認しましょう。

◆問い合わせ

▽自動車の登録について

東北運輸局福島運輸支局

☎0500-9540-20015

いわき自動車検査登録事務所

☎0500-9540-20016

▽自動車税について

県中地方振興局県税課税第一課

☎024-935-11261

☎024-935-11261

☎024-935-11264

税の無料相談会のお知らせ

2月23日は、税理士記念日です。

記念行事として、延べ50人の税理士による無料相談会を行います。

お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

●日時

2月23日(火)・24日(水)
午前10時～午後4時

●場所

イトーヨーカ堂郡山店5階
西部コミュニティルーム

☎024-939-3211

●相談内容

所得税・消費税・相続税・贈与税など

◆問い合わせ

郡山税務署

☎024-922-9488



国民年金コーナー

公的年金等の源泉徴収票が送付されました

●老齢給付の受給者に送付

国民年金、厚生年金保険および共済組合などから支給される公的年金等は、所得税法上「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます。しかし、国民年金法等において、障がいもしくは死亡を支給事由とする年金は課税しないことになっているため、老齢もしくは退職を支給事由とする年金についてはのみ課税されます。

公的年金等の支払者(厚生労働省・各共済組合)は、所得税が老齢年金等から源泉徴収されたか否かにかかわらず、老齢年金等を受けている方全員に「公的年金等の源泉徴収票」を作成し、その年の翌年1月31日までに交付されます。

このため、厚生労働省から委託された日本年金機構では、国民年金、厚生年金保険の対象となる年金受給者の方々に平成21年分の源泉徴収票を作成し、平成22年1月末日までに届くよう、1月15日から順次送付しました。

源泉徴収票に記載されている事項は、その年の一年間に

●確定申告の際に必要です

2つ以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与等の所得がある方、または公的年金等の雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、確定申告を行うことになっています。この源泉徴収票は、その際に、添付書類として必要となりますので大切に保管してください。なお、老齢年金等から特別徴収されていない介護保険料などの社会保障料がある場合は、確定申告を行い、所得税の過不足分を精算することになります。

万一、源泉徴収票を紛失さ

れた場合や未着の場合等には、日本年金機構のコールセンター(ねんきんダイヤル)において源泉徴収票の再交付の受付を行っています。

◆問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎0570-051165

※IP電話・PHSからは

☎03-6700-1165

◆受付時間

月～金曜日

午前8時30分～

午後5時15分

※ただし月曜日(月曜日)が

休日の場合は火曜日(火

曜日)は午後7時まで受付けてい

ます。

第2土曜日

午前9時30分～午後4時

※日曜と第2を除く土曜日、

祝日はご利用いただけま

せん。

また、来訪による源泉徴収票の再交付の受付、その他の年金相談については、年金事務所および年金相談センターで受け付けています。お問い合わせ等の際は、年金証書の基礎年金番号・年金コードをご用意ください。